

答 申

諮問第62号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙2に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）について行った部分開示決定及び非開示決定は、いずれも妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成21年11月16日付けで別紙1の(1)から(6)について6件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定又は非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由並びに非開示決定の理由を別紙2のとおり記載して、平成21年12月1日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成21年12月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「非開示部分を全部開示するとともに、存在する情報は、全て隠さず開示することを求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会における説

明及び意見の陳述によって、公文書開示に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 古くから里道として使われていた道が、いつの間にか個人の名義になっており、なぜそのようなことになったのか和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）において調査した結果、平成13年3月23日付けで和歌山県海草振興局長から地図訂正の申出がされ、当該申出に基づき地図訂正が行われたことが判明した。この経緯を確認するため、平成20年秋頃、異議申立人外1名が海草振興局建設部管理課（以下「管理課」という。）へ行くと、職員が当該地図訂正に関する公文書を見せてくれた。その時の文書は、かなり分厚くて、土地所有者の氏名が朱書きで書き入れられた「公図訂正後のカラーの図面」（以下「カラー図面」という。）、一部の土地所有者の承諾書が得られない理由を説明した理由書（以下「理由書」という。）及び地図訂正申出書等が綴られていた。職員にコピーを依頼したが拒否され、開示請求をするよう言われた。その場で、もう一度当該文書を見せてもらおうと厚さが半分程度になっていた。

なお、カラー図面、理由書及び地図訂正申出書等は、法務局にもあり、写真撮影した。

その後、平成20年12月10日に当該地図訂正に関する公文書について開示請求する際に、公文書名が不明であったため、開示請求書に、法務局で写真撮影したカラー図面、理由書及び地図訂正申出書の写しを別紙として添付し、請求対象公文書を「公図に係る別紙文書の原本又は控えと当文書を綴じたファイル」と記載して開示請求した。

しかし、異議申立人が、実際に請求対象公文書を見ていたにもかかわらず、実施機関は、「保存期間の経過による廃棄のため」という理由で非開示決定処分を行ったため、平成21年2月10日付けで異議を申し立てた。

- (2) 平成21年2月10日付けの異議申立てに対する実施機関

の説明では、対象公文書について、海草振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）が「社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に委託して作成した法務局への地図訂正申出書の副本及び委託費関連の文書であると判断した。当該文書は、協会への委託費支出の根拠として支出票に添付され、用地課で保管されていたが、保存期間（５年）の経過とともに廃棄されていた」、「異議申立人が管理課で見た書類の中に間違いなくあったと主張するカラー図面には、海草振興局長の印影があることから、海草振興局長から法務局へ提出されたものを法務局の登記官がコピーし、その上に朱書きでメモしたものであると推測できる」であった。

また、和歌山県情報公開審査会答申（答申第５７号）は、「非開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。」とし、カラー図面については、「海建第７１１０号文書に綴じられていないという実施機関の主張に不合理な点は認められないと判断することが妥当である。」とした。

しかし、平成２１年１２月９日、法務局主席登記官は、海草振興局長から法務局に提出された図面原本とカラー図面とは水路の色づけが異なる等の理由で、カラー図面は「当時の登記官がコピーし作成したものではない。」と断定をしている。

したがって、「対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。」とした審査会の判断は表向きで、実質的な判断は、証拠隠滅を擁護し助長したものと同一ことになる。

- (3) 用地課で保管されていた法務局への地図訂正申出書の副本及び委託費関連の文書は、保存期間（５年）の経過により廃棄されたとの説明であるが、廃棄の記録がない。平成２１年１２月８日に開示された「平成１２年度公文書分類表及び平成１２年度公文書管理簿（支出票に係るもの）」は、支出分

類についての簿冊名称のみの記載であり、廃棄されたとする公文書名の記載がなく、その廃棄事実を特定させることはできない。

- (4) 当該地図訂正に際し、海草振興局建設部、和歌山財務事務所（以下「財務事務所」という。）及び法務局の3者で協議が行われた。そして、地図訂正一件書類は計3部作成され、管理課、財務事務所及び法務局に各1部提出されている。

理由書については、財務事務所と法務局に提出された文書には添付されていることから、本件公文書にも添付されていなければならない重要な公文書である。

また、カラー図面については、財務事務所が開示を受けた地図訂正同意願書にも添付されておらず、実施機関及び財務事務所において毀棄された可能性がある。

当該地図訂正一件書類には虚偽があり、カラー図面においては、土地所有者氏名が朱書きで書き入れられているが、異議申立人を利害関係者及び隣接土地所有者から除外するため、意図的に誤った氏名が記載されている。さらに、理由書においては、承諾をもらえない理由を捏造しており、それに添付された裁判記録も謄本ではなく虚偽のものである。これらの虚偽がある一件書類により誤った地図訂正がなされ、その地図は、現在も法務局に備え付けられている。

- (5) 異議申立人が提出した資料である法務局から公文書開示を受けた地図訂正申出書写し及び財務事務所から公文書開示を受けた地図訂正同意願書写し（資料番号①～(78)）には、違法・不正な文書が多く含まれている。国有地内に存在した里道を取り込むために地図訂正が行われたことは確実であり、実施機関は、証拠隠滅のため文書を毀棄したり、不正を隠すため部分開示又は非開示決定を行っている。
- (6) 実施機関は、非開示部分を全部開示するとともに、存在する情報は、全て隠さず開示することを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

(1) 別紙1の(1)の開示請求に対する処分について

この請求に対する対象公文書を「地図訂正の同意について平成13年1月18日起案」及び「平成13年1月18日付、和歌山財務事務所受付第44号地図訂正同意願書」と特定した。

ア 用地課が法務局に地図訂正の申し出を行う際、対象地に里道、水路及び県道が隣接していたため、当該里道、水路及び県道の管理者であった和歌山県知事(担当は管理課)に地図訂正の同意を得る必要があった。「地図訂正の同意について平成13年1月18日起案」は、地図訂正同意願書の提出を受けた管理課が同意について意思決定をするために起案した公文書である。

当該公文書の開示に当たっては、個人の氏名、住所、電話番号等の情報については、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書に該当しないため、また、社団法人代表者、水利組合長及び自治会長の印影については、これらを開示することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当するため、別紙2の(1)アのとおり当該情報について非開示とする部分開示決定を行った。

イ 用地課が法務局に地図訂正の申し出を行う際、対象地に国有地が隣接していたため、当該国有地の管理者であった財務事務所に地図訂正の同意を得る必要があった。「平成13年1月18日付、和歌山財務事務所受付第44号地図訂正同意願書」は、財務事務所から管理者としての地図訂正の同意を得るために作成した公文書である。

当該公文書については、保存期間が経過したため廃棄しており、保有していないことから、条例第11条第2項の規定に基づき、別紙2の(1)イのとおり非開示決定を行った。

(2) 別紙1の(2)の開示請求に対する処分について

この請求の対象公文書である「⑦和歌山市上三毛字東山田平成13年1月11日和歌山地方法務局写 黒塗印」は、平成13年1月11日に法務局備え付けの公図を転写したものであり、偽造地図ではない。よって、実施機関が偽造と知って決裁した事実はなく、作成又は取得していないためとの理由で、条例第11条第2項の規定に基づき、別紙2の(2)のとおり非開示決定を行った。

(3) 別紙1の(3)の開示請求に対する処分について

ア この請求に対し、実施機関は、用地課が財務事務所に提出した地図訂正同意願書に添付したと思われる⑥1理由書及び⑥2～⑦7判決書を対象公文書として特定したが、当該文書は、保存期間が経過したため廃棄しており、保有していないことから、条例第11条第2項の規定に基づき、別紙2の(3)のとおり非開示決定を行った。

イ この請求書記載の⑦8の図面は、実施機関の保有する公文書には存在せず、多数の加筆された箇所があり、実施機関が作成し提出した公文書とは考えられないことから、作成又は取得していないためとの理由により上記アと併せて非開示決定を行った。

(4) 別紙1の(4)の開示請求に対する処分について

この請求に対し、実施機関は、「公文書開示請求書の補正について 平成21年10月21日起案」、「公文書開示請求の協議について 平成21年11月5日起案」及び「公文書非開示決定について 平成21年11月6日起案」を対象公文書として特定した。

ア 「公文書開示請求書の補正について 平成21年10月21日起案」は、平成21年10月14日付けで異議申立人

から実施機関に対し提出された開示請求書について、記載内容から対象公文書が特定できなかつたため、異議申立人に補正通知をするために起案した公文書である。

「公文書開示請求の協議について 平成21年11月5日起案」は、上記の補正通知後、異議申立人から補正があつたが、請求対象公文書を作成又は取得していないため、公文書非開示決定通知書（案）を作成し、本庁主務課である事業進行課に協議するために起案した公文書である。

また、「公文書非開示決定について 平成21年11月6日起案」は、事業進行課から非開示決定をすることについて異議がない旨の回答を受けて、非開示決定を行うために起案した公文書である。

これらの公文書においては、個人の氏名、住所、電話番号等特定の個人が識別される情報が含まれ、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書に該当しないため、別紙2の(4)アのとおり当該情報について非開示とする部分開示決定を行った。

イ 上記ア記載の補正通知に対して異議申立人から提出された補正文書及びその添付資料により対象公文書を特定したが、

「和歌山県が取得していないとする理由書」については、実施機関において作成又は取得していないため、条例第11条第2項の規定に基づき、別紙2の(4)イのとおり非開示決定を行った。

(5) 別紙1の(5)の開示請求に対する処分について

ア 実施機関は、この請求の対象公文書を本件地図訂正のために用地課が法務局に提出した地図訂正申出書の副本及びその内部決裁に関する一連の文書と特定した。

しかしながら、対象公文書については、保存期間が経過したため廃棄しており、保有していないことから、条例第11条第2項の規定に基づき、別紙2の(5)のとおり非開示決定を行った。

イ 上記アの文書は、適正に作成されたものであり、違法でないことを証する書面は作成する必要がないことから、作成又は取得していないという理由により併せて非開示決定を行った。

(6) 別紙1の(6)の開示請求に対する処分について

この請求に対し、実施機関は、「地図訂正の同意について平成13年1月18日起案」及び「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申請代理人〇〇〇〇による法務局に対する申出書」を対象公文書として特定した。

ア 「地図訂正の同意について 平成13年1月18日起案」については、第4の1(1)アのとおり、里道、水路及び県道の管理者としての管理課が、地図訂正の同意について意思決定をするために起案した公文書であり、当該公文書の開示に当たっては、公文書中に個人に関する情報及び法人等に関する情報が含まれていたため、別紙2の(6)アのとおり当該情報について非開示とする部分開示決定を行った。

イ 「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申請代理人〇〇〇〇による法務局に対する申出書」については、保存期間が経過したため廃棄しており、保有していないことから、条例第11条第2項の規定に基づき、別紙2の(6)イのとおり非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 別紙1の(1)の開示請求に対する部分開示決定及び非開示決定について

当該開示請求に対し、実施機関は、対象公文書を管理課が保有している別紙2の(1)ア「地図訂正の同意について 平成13年1月18日起案」及び用地課が保有していた別紙2の(1)イ「平成13年1月18日付、和歌山財務事務所受付第44号地図訂正

同意願書」と特定した。

(1) 別紙 2 の(1)アの「地図訂正の同意について 平成 13 年 1 月 18 日起案」について

ア 実施機関によると、地図訂正を協会に発注する必要が生じた場合、用地課は、協会と締結した不動産登記等業務委託単価契約を基に、協会に地図訂正業務を委託する。受託した協会は、業務を行う担当の土地家屋調査士（以下「担当調査士」という。）を選任する。担当調査士は、現地調査、登記記録の調査等関係書類の調査及び必要に応じて土地所有者等との現地立ち会いを行い、更に法務局との協議により、当該地図訂正について承諾が必要な土地所有者等を確定する。また、地図訂正対象地域に国有地が含まれる場合は、当該国有地を所管する機関に地図訂正同意願書を提出する。そして、土地所有者等からの地図訂正承諾書を取りまとめるとともに、当該承諾書を含め必要な書類を添付して、法務局へ地図訂正申出書を提出する。協会は、地図訂正業務完了後、業務完了報告書に地図訂正済証等の成果品を添えて用地課に提出することとなっている。

イ 本件の場合のように、地図訂正の対象となる区域に里道、水路及び県道が含まれる場合は、担当調査士が里道、水路及び県道の管理者であった管理課に地図訂正同意願書を提出する必要があった。

管理課は、担当調査士から願書の提出があれば、提出書類を確認するとともに現地調査を行い、地図訂正に異議がない場合は、決裁の上、同意書を交付していた。

当該公文書は、里道、水路及び県道の管理者としての管理課が、地図訂正の同意について意思決定をするための起案文書である。

ウ 当審査会は、条例第 27 条及び第 30 条の規定に基づき、平成 22 年 1 月 28 日、海草振興局建設部において実地調査を行い、次のとおり確認した。

(ア) 当該公文書を閲覧したところ、カラー図面、理由書等異議申立人が毀棄された可能性があるとして主張する文書については、見あたらなかった。

(イ) 書庫の調査を行ったところ、当該公文書は、平成12年度の「地図訂正同意書一件綴」の7冊目のファイルの最後に綴られていた。また、当該ファイル内の各起案文書ごとに綴りひも又はホッチキス等で綴じられていて、各起案文書をファイルから持ち出す際に、一部の書類が脱漏する可能性は少ないものと思われる。

なお、同時期に管理課が行った地図訂正同意に関する類似案件の公文書を精査したが、それらにおいても、当該公文書におけるカラー図面又は理由書に相当するものは、いずれも添付されていなかった。

エ 別途、当審査会の指示により事務局が行った担当調査士への聴き取り調査では、地図訂正業務に関し管理課、財務事務所及び法務局に提出する文書は、提出先ごとに添付書類の必要性を判断するため、提出先によって添付書類の種類が同一でないことはあり得るとのことであった。

オ 審査会において、地図訂正同意願書に添付すべき書類等、地図訂正の実務を確認するため、和歌山県の他の建設部における地図訂正同意関係書類を精査したが、願書の添付書類の種類は、各建設部及び各事案において、統一されていなかった。

カ 異議申立人の主張、実施機関の主張、実地調査、諮問第57号及び諮問第60号における審理等により、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類について、次のとおり判断する。

(ア) カラー図面について

①本件公文書は、管理課が地図訂正の同意について意思決定をするために起案した文書であるが、カラー図面は、地図訂正の申出業務を担当する用地課が法務局に提出した

地図訂正申出書の添付書類である地図訂正前・訂正後の図面をコピーしたものに土地所有者氏名等が朱書きされたものであり、法務局に地図訂正の申出がなされたのは、管理課が地図訂正の同意をした約2か月後であること、②異議申立人が財務事務所から開示を受けた公文書にも添付されていなかったこと、③海草振興局建設部における実地調査で見あたらなかったこと、④管理課における同時期の類似案件の公文書にも添付されていなかったこと、⑤担当調査士によれば、提出先によって添付書類の種類が同一でないことはあり得ることから、作成者は不明であるが、地図訂正申出書が法務局に提出された後に作成された可能性が高いものと考えられる。

したがって、第3の2(4)において、異議申立人が存在したと主張するカラー図面については、担当調査士から管理課に提出された地図訂正同意願書には、添付されていなかったと見ることに不合理はない。

(イ) 理由書及び判決書写しについて

地図訂正に当たって、土地所有者の承諾を必要とする土地の範囲は、法務局との協議によって決定され、その全員の承諾を得られなかった場合、通常は、地図訂正申出人が法務局に対し何らかの形でその理由を説明するものとは考えられる。しかしながら、理由書や判決書写しにより承諾が必要な土地所有者から承諾書を得られなかった理由を疎明する必要があるのは、用地課が法務局に対してであり、管理課が行った地図訂正の同意は、他の土地所有者と同様、里道、水路及び県道の財産管理者として行ったものであり、管理課が同意について意思決定をする際に理由書までは必要ないと判断したとしても、不合理とまでは言えず、また、上記(ア)の③、④及び⑤の理由から、第3の2(4)において、異議申立人が存在したと主張する理由書及び判決書写しについては、添付されていなかったと見るのが相当である。

なお、理由書及び判決書写しについては、用地課に提出された協会からの成果品には含まれていたものと考えられるが、保存期間経過により既に廃棄されている。

(ウ) その他の文書について

異議申立人は、当該公文書について、実見した文書の半分程度が毀棄されたと主張しているが、異議申立人が存在したと主張するその他の文書については、異議申立人が、法務局や財務事務所において確認した文書から、管理課への同意願書にも添付されていたであろうと推測したものと考えられる。

しかし、①和歌山県においては、地図訂正同意に関して、願書に添付すべき書類等については定めていないこと、②和歌山県の他の建設部における地図訂正同意関係書類を精査した結果、各建設部及び各事案により添付書類の種類に異同があり、異議申立人が存在したと主張する書類が添付されていたと認めるに足りる根拠が得られなかったこと、また、上記(ア)の③及び⑤の理由から、異議申立人が存在したと主張するその他の文書については、添付されていなかったと見ることが相当である。

キ 上記ウからカにより、当該公文書以外に異議申立人が存在したと主張する文書があったと認めることはできない。

ク 条例第7条第2号該当性について

(ア) 条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」については、原則として開示しない旨規定している。

その上で、同号ただし書では、次の情報については、例外として開示すべき旨規定している。

- ① 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ③ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (イ) 当該公文書における以下の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。
- ① 公図訂正チェックシートのうち、個人の氏名（県職員を除く。）
 - ② 公図のうち、個人の氏名及び印影
 - ③ 所有者一覧のうち、個人の氏名（土地所有者を除く。）及び印影
 - ④ 承諾書のうち、個人の住所、氏名（和歌山市〇〇〇自治会長及び〇〇〇〇〇水利組合長の住所及び氏名を除く。）及び印影、隣接地番（管理者が〇〇〇自治区〇〇に関するものを除く。）
 - ⑤ 隣接地番（管理者が〇〇〇自治区〇〇に関するものを除く。）
 - ⑥ 印鑑登録証明書
 - ⑦ 戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票の写し

また、これらの情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号のただし書のいずれにも該当しない。

ケ 条例第7条第3号ア該当性について

(ア) 条例第7条第3号アでは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示しない旨規定している。

(イ) 当該公文書における、委任状のうち協会理事長印影並びに承諾書のうち〇〇〇〇〇水利組合長の印影及び和歌山市〇〇〇自治会長の印影は、いずれも代表者の印影であり、法人等に関する情報である。通常、法人等が事業に関して契約を行う際は、代表者印を押印することで当該契約が成立することからすると、これらの情報を公にすることにより、偽造等の不正使用につながるおそれがあり、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると言える。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当する。

コ 上記ク及びケにより、別紙2の(1)アの部分開示決定は、妥当であると認められる。

(2) 別紙2の(1)イの「平成13年1月18日付、和歌山財務事務所受付第44号地図訂正同意願書」について

用地課が協会に委託して作成した法務局への地図訂正申出書の副本及び地図訂正同意願書等の書類は、協会への委託費支出の根拠資料として支出票とともに保管されていたが、実施機関は、保存期間が経過したため廃棄しており、保有していないとして非開示決定を行った。

知事部局では、和歌山県公文書管理規程に基づき、公文書を整理、保管、保存及び廃棄している。各公文書には、公文書分類番号及び保存期間が付けられ、会計年度ごとに区分して編さんされる。編さんされた簿冊には、その内容を明らかにするため索引目次が作成されるが、公文書管理簿には、公文書分類番号、公文書名（簿冊名）、保存期間、廃棄年月日等を記載することとなっており、公文書の内容まで記載することとはされて

いない。

文書分類番号表では、支出票の保存期間は5年とされており、平成12年度の公文書管理簿には、本件に関連する支出票は、平成18年12月19日に廃棄された旨記載されている。

よって、平成12年度の支出票並びに支出票とともに保管されていた地図訂正申出書の副本及び地図訂正同意願書等の書類は、全て廃棄されたものと見ることが相当である。

以上のことから、別紙2の(1)イの非開示決定は、妥当であると認められる。

2 別紙1の(2)の開示請求に対する非開示決定について

当該請求内容は、担当調査士が財務事務所に提出した地図訂正同意願書のうち、「⑦和歌山市上三毛字東山田平成13年1月11日和歌山地方法務局写 黒塗印」について、法務局には原本がなく、用地課が偽造と知りながら決裁した根拠である。

通常、地図訂正関係書類には法務局で謄写した地図を添付するが、謄写した地図に、謄写年月日、法務局名、謄写人氏名を記載し押印することが一般的である。用地課は、担当調査士が作成した当該文書を、法務局備え付けの地図を謄写したのものとして決裁したと見るのが相当であり、偽造と知りながら決裁したという事実は認められない。

よって、偽造と知って決裁した根拠について文書を作成又は取得していないとして行った非開示決定は妥当であると認められる。

3 別紙1の(3)の開示請求に対する非開示決定について

当該請求内容は、担当調査士が財務事務所に提出した地図訂正同意願書のうち、「⑥1理由書、⑥2～⑦8判決書を和歌山県で決裁したことを証する書面全部」である。

⑥1理由書及び⑥2～⑦7判決書については、土地所有者の承諾書が得られない理由を説明した理由書及びその理由書の添付資料である判決書である。実施機関は、対象公文書を用地課が保管していた「平成13年1月18日付、和歌山財務事務所受付第44

号地図訂正同意願書」に添付されていたと思われる理由書及び判決書であると特定し、廃棄したため存在しないとした。当該公文書については、上記１の(2)と同様、支出票とともに５年間保存された後、平成１８年１２月１９日に廃棄されたと見ることが相当である。

異議申立人が提出した資料である⑦⑧は、カラー図面であり、上記１の(1)カで判断したとおり、実施機関で作成又は取得していないと見ることに不合理はない。

また、上記１の(1)カで判断したとおり、管理課が保管している別紙２の(1)ア「地図訂正の同意について 平成１３年１月１８日起案」のうちにも、理由書及び判決書が存在しているとは判断できないため、非開示決定は妥当であると認められる。

4 別紙１の(4)の開示請求に対する部分開示決定及び非開示決定について

実施機関は、当該開示請求のうち、対象公文書を実施機関が取得していないとする「内部決裁書」については、別紙２の(4)アのとおり「公文書開示請求書の補正について 平成２１年１０月２１日起案」、「公文書開示請求の協議について 平成２１年１１月５日起案」及び「公文書非開示決定について 平成２１年１１月６日起案」と特定し部分開示決定を行い、「理由書、所有者名等記入した地図３枚、説明文等」で補正したがこれらの別添文書は、法務局又は和歌山財務事務所で取得した公文書であるのに、和歌山県が取得していないとする理由書」については、別紙２の(4)イのとおり非開示決定を行った。

- (1) 別紙２の(4)アの「公文書開示請求書の補正について 平成２１年１０月２１日起案」、「公文書開示請求の協議について 平成２１年１１月５日起案」及び「公文書非開示決定について 平成２１年１１月６日起案」においては、請求者の氏名、住所、電話番号（県職員、登記官及び土地家屋調査士を除く。また、昭和五五年(ト)第一六号不動産申請仮処分事件判決文中の個人の氏名及び住所を除く。）及び個人が特定できる記載が

含まれている。これらについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当し、同号のただし書のいずれにも該当しない。

よって、これらの情報を非開示とする部分開示決定は、妥当であると認められる。

- (2) 別紙2の(4)イの「理由書、所有者名等記入した地図3枚、説明文等」で補正したがこれらの別添文書は、法務局又は和歌山財務事務所で取得した公文書であるのに、和歌山県が取得していないとする理由書」については、補正により添付された理由書は、用地課に提出された協会からの成果品には含まれていたものと考えられるが、上記1の(2)で判断したとおり保存期間経過により廃棄され、所有者名等記入した地図(カラー図面)については、上記1の(1)カで判断したとおり実施機関で作成又は取得していないと見ることに不合理はない。

よって、作成又は取得していないとして行った非開示決定は、妥当であると認められる。

5 別紙1の(5)の開示請求に対する非開示決定について

別紙1の(5)の請求内容は、担当調査士が法務局に提出した地図訂正申出書に関する内部決裁文書又は提出文書が違法でないことを証する書面である。地図訂正申出書に関する内部決裁文書については、上記1の(2)のとおり保存期間経過により廃棄されたと見ることが相当であり、対象公文書が存在しないとして行った非開示決定は妥当であると認められる。

また、提出文書が違法でないことを証する書面については、当該地図訂正は、定められた手続きにより実施されたものであり、通常、提出文書が違法でないことを証する書面が存在するとは考えられず、違法でないことを証する書面が存在しないとして行った非開示決定は妥当であると認められる。

6 別紙1の(6)の開示請求に対する部分開示決定及び非開示決定について

別紙1の(6)の開示請求に対し、実施機関は、対象公文書を管

理課が保有している別紙2の(6)ア「地図訂正の同意について平成13年1月18日起案」及び用地課が保有していた別紙2の(6)イ「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する申出書」と特定した。

- (1) 別紙2の(6)アの「地図訂正の同意について平成13年1月18日起案」については、上記1の(1)と同様、当該部分開示決定は、妥当であると認められる。
- (2) 別紙2の(6)イの「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する申出書」については、上記1の(2)と同様、用地課が保有していたが、5年の保存期間経過により廃棄されたと見ることが相当であり、対象公文書が存在しないとして行った非開示決定は妥当であると認められる。

7 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応に対する不満を述べたり、地図訂正において不正が行われた等の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成22年1月4日	○諮問（実施機関）
平成22年1月28日	○実施機関からの理由説明書を受理 ○実施機関への実地調査

平成22年3月24日	○審議
平成22年4月27日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成22年5月17日	○担当調査士への聴き取り調査
平成22年5月21日	○審議
平成22年6月18日	○審議
平成22年7月16日	○審議
平成22年8月18日	○審議

【別紙 1】

本件開示請求の内容

	請求日	請求内容
(1)	平成 21 年 11 月 16 日	「平成 13 年 1 月 18 日付、和歌山財務事務所受付第 44 号 地図訂正同意願書」の内、和歌山県が決裁していない文書の特定と決裁している文書全部の開示
(2)	平成 21 年 11 月 16 日	「平成 13 年 1 月 18 日付、和歌山財務事務所受付第 44 号 地図訂正同意願書」の内、⑦和歌山市上三毛字東山田 平成 13 年 1 月 11 日 和歌山地方法務局写 黒塗印は法務局に原本がなく、偽造地図である。和歌山県は偽造と知って決裁した根拠
(3)	平成 21 年 11 月 16 日	「平成 13 年 1 月 18 日付、和歌山財務事務所受付第 44 号 地図訂正同意願書」の内、⑥1 理由書、⑥2～⑦8 判決書を和歌山県で決裁したことを証する書面全部
(4)	平成 21 年 11 月 16 日	平成 21 年 10 月 22 日付、公開条例第 6 条 2 項の規定に基づき補正要求により送付した「理由書、所有者等記入した地図 3 枚、説明文等」で補正したが、作成又は取得していないため「公文書非開示決定」となった。 これらの別添文書は、法務局又は和歌山財務事務所で取得した文書であるのに、和歌山県が取得していないとする理由書又は内部決裁書
(5)	平成 21 年 11 月 16 日	「平成 13 年 3 月 23 日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する和歌山市上三毛字東山田地内公図訂正申請書」の和歌山県での内部決裁文書又は提出文書が違法でないことを証する書面
(6)	平成 21 年 11 月 16 日	「平成 13 年 3 月 23 日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する申出書」の一件文書中、和歌山県が決裁していない文書の特定と決裁している文書全部の開示

【別紙 2】
本件処分の内容

非開示・部分開示 決定	公文書の名称	左のうち開示しない 部分	開示しない理由
(1) ア 平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 191 号による部分開示決定	地図訂正の同意について平成 13 年 1 月 18 日起案		
	公図訂正チェックシート	個人の氏名（県職員を除く）	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
	公図	個人の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
	委任状	社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長印影	条例第 7 条第 3 号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため
	所有者一覧	個人の氏名（土地所有者を除く）及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
	承諾書	個人の住所、氏名（和歌山市〇〇〇自治会長及び〇〇〇〇〇水利組合長の住所及び氏名を除く）及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
		隣接地番（管理者が〇〇〇〇〇〇自治区〇〇〇〇に 関するものを除く）	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
		〇〇〇〇〇水利組合長の印影	条例第 7 条第 3 号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため
		和歌山市〇〇〇自治会長の印影	条例第 7 条第 3 号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため
印鑑登録証明書		条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため	

			戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票の写し	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
	イ 平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 191 号による非開示決定	平成 13 年 1 月 18 日付、和歌山財務事務所受付第 44 号地図訂正同意願書	—	保存期間経過による廃棄のため
(2)	平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 192 号による非開示決定	「平成 13 年 1 月 18 日付、和歌山県財務事務所受付第 44 号地図訂正同意願書」の内、⑦和歌山市上三毛字東山田平成 13 年 1 月 11 日 和歌山地方法務局写、黒塗印は法務局に原本がなく、偽造地図である。和歌山県は偽造と知って決裁した根拠	—	作成又は取得していないため
(3)	平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 193 号による非開示決定	「平成 13 年 1 月 18 日付、和歌山県財務事務所受付第 44 号、地図訂正同意願書」の内、⑥1 理由書 ⑥2～⑦8 判決書を和歌山県で決裁したことを証する書面全部	—	作成又は取得していないため …⑦8 保存期間経過による廃棄のため …⑦8以外
(4)	ア 平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 194 号による部分開示決定	公文書開示請求書の補正について 平成 21 年 10 月 21 日起案	個人の氏名、住所、電話番号（県職員、登記官及び土地家屋調査士を除く。また、昭和五五年(ト)第一六号不動産申請仮処分事件判決文中の個人の氏名及び住所を除く。）及び個人が特定できる記載	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
		公文書開示請求の協議について 平成 21 年 11 月 5 日起案	個人の氏名、住所、電話番号（県職員、登記官及び土地家屋調査士を除く。また、昭和五五年(ト)第一六号不動産申請仮処分事件判決文中の個人の氏名及び住所を除く。）及び個人が特定できる記載	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
		公文書非開示決定について 平成 21 年 11 月 6 日起案	個人の氏名、住所、電話番号（県職員、登記官及び土地家屋調査士を除く。また、昭和五五年(ト)第一六号不動産申請仮処分事件判決文中の個人の氏名及び住所を	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため

			除く。)及び個人が 特定できる記載	
	イ 平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 194 号による非開示決定	平成 21 年 10 月 22 日付、公開条例第 6 条 2 項の規定に基づき補正要求により送付した「理由書、所有者名等記入した地図 3 枚、説明文等」で補正したがこれらの別添文書は、法務局又は和歌山財務事務所で取得した公文書であるのに、和歌山県が取得していないとする理由書	—	作成又は取得していないため
(5)	平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 195 号による非開示決定	「平成 13 年 3 月 23 日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する和歌山市上三毛字東山田地内公図訂正申請書」の和歌山県での内部決裁文書又は提出文書が違法でないことを証する書面	—	作成又は取得していないため …提出文書が違法でないことを証する書面 保存期間経過による廃棄のため …和歌山県での内部決裁文書
(6)	ア 平成 21 年 12 月 1 日付け海建総第 197 号による部分開示決定	地図訂正の同意について平成 13 年 1 月 18 日起案		
		公図訂正チェックシート	個人の氏名（県職員を除く）	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
		公図	個人の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
		委任状	社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長印影	条例第 7 条第 3 号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため
		所有者一覧	個人の氏名（土地所有者を除く）及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
		承諾書	個人の住所、氏名（和歌山市〇〇〇自治会長及び〇〇〇〇〇水利組合長の住所及び氏名を除く）及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため
			隣接地番（管理者が	条例第 7 条第 2 号該当

		〇〇〇自治区〇〇〇に 関するものを除く)	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるものであるため
		〇〇〇〇〇水利組合 長の印影	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、 公にすることにより、当該法人 の権利、競争上の地位その他正 当な利益を害する恐れがあるた め
		和歌山市〇〇〇自治 会長の印影	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、 公にすることにより、当該法人 の権利、競争上の地位その他正 当な利益を害する恐れがあるた め
		印鑑登録証明書	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することがで きるものであるため
		戸籍謄本、除籍謄本、 戸籍の附票の写し	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することがで きるものであるため
イ 平成 21 年 12 月 1 日付け海建総 第 197 号による非 開示決定	平成 13 年 3 月 23 日 付、和歌山県知事木村 良樹申出代理人〇〇〇 〇による法務局に対す る申出書	—	保存期間経過による廃棄のため